

平成27年度事務事業評価シート						取組みコード	62133
区分	事務事業		担当課	総務課		作成日	平成27年5月15日
事業名	職員健康管理経費		開始年度	不明	予算科目	2.1.1.5.1	

1 事業の概要

総合計画での位置づけ			
部	第6部 確かな未来を拓く協働のまちづくり	章	第2章 新しい時代に向けた行政の推進
節	第1節 効率的な行政運営の推進	基本施策	3 職員能力の向上
取組みの基本方向 (3)職員の心身の健康管理につとめるとともに、安全・衛生管理体制など職場環境の改善をはかります。			
根拠法令等	労働安全衛生法、愛川町職員安全衛生管理規程		
目的 (誰・何を対象に、何のために)	職員能力の向上をはかり、効率的な行政運営の推進に資することを目的とし、職場における労働者の安全と健康を確保するため、労働安全衛生法及び愛川町職員安全衛生管理規程に基づき、町職員を対象とした定期健康診断、予防接種、健康教育、産業医による各種労働安全衛生管理業務等を実施する。		
内容・方法 (何を行っているのか)	臨床心理士による心の健康相談窓口開設、定期健康診断、大腸がん検診、B型肝炎予防接種・検査、破傷風予防接種、産業医による安全衛生管理業務(職場巡視、健康相談・面接指導等)、共済組合への特定保健指導負担金の納付		

2 指標(事業の成果・活動内容等を数字で表します)

本事業が属する総合計画の節の成果指標		指標名		平成21年度	平成28年度		
		『効率的な行政運営の推進』について「満足」と感じる住民の割合		23.2%	33.0%		
(A)総合計画の節の目標を達成するため本事業に求められる成果				職員が心身ともに健康で、衛生面で問題のない職場環境で仕事ができる状態にすること。			
(A)の成果をあげられているか測るための指標(成果指標)	増減	指標の説明	項目	基準年度 (平成24年度)	平成25年度	平成26年度	平成27年度
心身の故障による休職者 (期間延長者を除く)	減	地方公務員法第28条 第1項第2号の心身の 故障による休職者数	計画値		0.0	0.0	0.0
			実績値	2.0	0.0	1.0	
			達成度※自動計算		0.0		
(B)成果指標の目標を達成するため本事業において町が行う活動		法定の健康診断を対象職員(人間ドック受検者を除く)に漏れなく受けさせ、事業主としての責務を果たすとともに、職員本人の健康管理意識の醸成に努める。					
(B)の活動状況を測るための指標(活動指標)	増減	指標の説明	項目		平成25年度	平成26年度	平成27年度
定期健康診断(補完検診を含む)受診率	増	(実受診者数／要受診者数)×100(%) 25 184人／184人 26 183人／183人 27 人／197人	計画値		100.0	100.0	100.0
			実績値		100.0	100.0	
			達成度※自動計算		100.0	100.0	0.0

※ 増減欄は、指標の値について、増加が望ましい場合に「増」、減少が望ましい場合に「減」を記入する。

3 事業費の推移と財源内訳

3 事業費の推移と財源内訳				(E) 平均人件費(円/年)	8,300,000
年 度		基準年度(決算) (平成24年度)	平成25年度(決算)	平成26年度(決算見込)	平成27年度(予算)
(A) 事業費(円)		2,382,174	2,472,391	2,579,850	2,773,000
(B) 概算職員数(人)		0.150	0.150	0.150	0.150
(C) = (B) × (E) 人件費(円) ※自動計算		1,245,000	1,245,000	1,245,000	1,245,000
(D) = (A) + (C) 総事業費(円) ※自動計算		3,627,174	3,717,391	3,824,850	4,018,000
単位当たりコスト※自動計算		1,813,587.0	#DIV/0!	3,824,850.0	
財源内訳 (円)	特定財源	国庫支出金			
		県支出金			
		地方債			
		その他			
	一般財源※自動計算		3,627,174	3,717,391	3,824,850

4 事業の項目別評価(分析)

項 目	判定基準	判定 ※一部自動判定	評価 ※自動判定
妥当性 (公費を投入して実施することが妥当な事業か)	法令等で義務付けられた事業である	○	B
	民間サービスで同様の事業は実施されていない、市場原理に委ねることができない	○	
	国や県において同類種の事業が実施されていない	○	
	事業開始時から事業目的や町民のニーズの変化がない	○	
	事業・サービスの提供時間帯及び場所は公平に提供されている		
	受益に応じた負担は適正である	○	
	事業の実施による効果が不特定多数の人に広く及ぶ性質である		
	町民の日常生活に必要不可欠な事業である		
	上記のいずれにも当てはまらない		
有効性 (基準年と比較して成果が上がっているか)	成果指標について平成26年度の目標を達成している	×	B
	基準年度と比較して成果が向上している	○	
効率性 (なるべく費用をかけずに成果を上げているか)	基準年度と比較して費用の縮減ができている (費用の縮減率が成果の向上率以上か)	費用増≦成果アップ	B
有用性 (施策の成果指標の目標達成に貢献しているか)	総合計画の節の目標達成のための本事業の効果	間接的	C
	総合計画の節内での本事業の優先順位	高くない	
総合評価 ※自動判定		改善すべき点がある	

5 特記事項

法定健診や各種予防接種等の契約方法を改善(平成26年度～一括単価契約)したり、健康診断結果・人間ドック受診結果に基づく産業医面談の実施など年間スケジュールを立てながら有機的、効率的な執行に努めている。
--

6 自己評価(担当課)

評価結果	● 現状維持	○ 拡 充	○ 改 善	○ 縮 小	○ 再 構 築	○ 廃 止
理由	法令に基づく事業であるため。契約方法の見直しや健康診断結果に基づく産業医面談の実施など、有機的、効率的な執行に努めているため。					
今後の方向性	新たに実施しなければならないストレスチェックを含め、職員の安全と健康の確保を図るための業務を継続して計画的に実施していく。					

7 1次評価(庁内行政評価委員会)

評価結果	● 現状維持	○ 拡充	○ 改善	○ 縮小	○ 再構築	○ 廃止
今後の方向性に係る意見等	有用性の判定がCとなっているが、事業の性質上改善が困難である。有用性が低くとも実施する義務があり、必要性も高いことから、所管課の方向性のとおり現状維持とする。					

8 2次評価(外部評価:行政改革推進委員会)

評価結果	○ 現状維持	○ 拡充	○ 改善	○ 縮小	○ 再構築	○ 廃止
今後の方向性に係る意見等						

9 2次評価(実施のない場合は1次評価)を踏まえた対応案(担当課)

現状のまま引き続き事業を実施するほか、平成27年12月1日から実施が義務化されるストレスチェックについては、職員定期健康診断の中に組み込んで委託する方向で検討を加え、平成28年度から実施していく。
--

10 町の最終方針(行政改革推進本部会議)

評価結果	● 現状維持	○ 拡 充	○ 改 善	○ 縮 小	○ 再 構 築	○ 廃 止
理由・改善方針	所管課の方向性のとおり、ストレスチェックの適切な実施を含めて事業を継続する。					